

徳山藩「田方御検見法」と

会員 竹 島 美 雅

はじめに

私藏注1「常用袖鏡」の内から徳山藩「田方御検見法」（天明期）と併せて、久米地区会員年光保秀氏所蔵の天明六年

久米正覚寺における「御検見宿諸入目控」について発表したい。

注 「常用袖鏡」については本会誌第八・九号において紹介したように、天明・寛政頃に徳山藩士の誰かが徳山藩役所の記録や各地で見聞した百般の知識を記した手控帳。筆者所感。

一 「徳山藩田方御検見法」について

検見法、特に定免制の研究においては、検見費用について述べられていることが多い。後述の検見「請状」の「：御法一汁一菜……」の文言は、検見役人の厳正な職務執

行を求める文言であるが、「御法」も建前だけに過ぎなかつたことがわかる。久米地区は萩本藩領であったが建前は同じであったであろう。

萩藩検見法については、「山口県地方史研究」（No.56・昭六一・一〇）に田中誠二氏の「萩藩検見考序説」と題する本格的研究発表があり、寛永二〇年（一六四三）から天明期（一七八一～八八）までの変遷を知ることができる。

一 注2「田方御検見法」

一 注3「間竿六尺五寸相改候事

一 注2「端竿六尺五寸に壱四壱四式を

一 注3「掛れば九尺壱寸九分式厘三と知也

但納壱石に付作徳式斗

引残八斗を五合挽にして米

四斗と成法也、水田・半水共に

作徳引残五合挽也夫々法

先に記之

一 (注³) 水田糲壱石に付 (半水)

作徳式斗五升 (式斗式升五合)

法三七五 (三八七五)

一 (注⁴) 定免三ツ六歩三ツ七歩三ツ二歩

三ツ成式ツ八歩其外免違有之候也

一 石高え三ツ六歩を掛れば春定(注⁵)知也

(散札・ちりふだ・記載例)

ほのき名沙之

一 田壱反三畝十五步

米四石七斗二升五合

壱歩刈式合八勺

或者上中式歩刈上中下三歩刈

(注⁶) (編者の転記違いで次の通りとなるはずである)
有糲壱石壱斗三升四合

(有糲平し七合)

(惣有糲式石八斗三升五合)

(徳米壱石壱斗三升四合)

右(注⁷)之通地下散札仕出也、石高を

田壱反三畝半に割れば壱反三石五斗
題と知也、拾五歩計を田法三に而割ば
半と成也、現石え三を懸現歩
に而割ば壱反に付何石題と知也

拾五歩計を田法三に而割と壱反

之石何石題、懸れば惣高を知也

壱石之散札前の田見分之時は

先畠反広を見合、歩刈上中下之平し

歩脇其外辺に迄見合念入竿を当刈取

日頃調申付升に而計り、七合有之時

七合之内に而仕出式合八勺を引き

残り四合式勺を仕出之式合八勺に而

割れば上り壱石五斗上りと成也、是に

元一を加式石五斗成 式石五斗に

下歩式合八勺を懸れば現歩七合と見也

式石五斗え堅田之法四をかけ一と成

是を田惣有糲え懸徳米壱石壱斗三升四合

に成、是堅田法也

壱歩糲何程と見る事肝要也、能々

念入心得有之候事以上

一 德米を田石之高に而割れば免二ツ

四歩とする也

損亡高田之石に而割れば何程落と知る也

一 歩之有糲七合之内四を掛候而式合

八勺と仕出也

上りを極にして元一戻し候事見合大きに

心得有事也此外畔頭一組に而

掛物違無之組々に而有之事に候得共

見直し肝要也

一 注廻し田地下仕出之懸物何を掛候

是見る時は仕出之式合八勺を現歩

七合に而割ば四を懸候而知也何れ同断

一 廻し田上りを見るには現歩糲何合と

見居仕出歩糲を法にして現歩之

糲を割ば元共に何石上り知る也

現歩糲七合有之仕出糲壹歩に

式合八勺有之是を法にして七合を

割れば式五と成る此内元の一引壹石

五斗上り也是え元の一加式石五斗

にして堅田之法を掛有糲は徳米と

成る也

一 尻を付るには現歩糲七合五勺有之

是を上り式石五斗に而割ば三合と成る

此内を仕出式合八勺を引残式勺

尻え付也尻を付て三合にして上り式石

五斗掛現歩七合五勺也

廻しする時惣引合上りを見合免を

取事第一也銘々心得有儀也能々

可勘弁也

ほのき限り敵反広狭見合

境目等氣を付候事心得可有之

境目引隱御法度有之事也

刈毛等氣を付候事

御檢見田鎌留之事自然刈跡

於有之は六ツ御物成被召上候事也

廻し田歩刈竿を當て庄屋え見せ

歩刈心得可有事也

下歩近所穂藁架等相改心得之事

廻し田糲日頃調仕様糲摺様心得

可有惣体荒増にても米成候へ共

不摺候事

付穂をすると言は現歩に七合五勺

あり仕出は式合八勺也是上り式石

五斗を掛七合と成現歩と五勺

不足成故下穂式勺付て三合にして
上り武石五斗を掛れば七合五勺に

成ゆへ現歩同前也何勺にても

現歩と付相迄付穂する也

又尻を切もあるなり能見合

入念を事也畔頭壱組限に而懸

物違事あり是見様肝要也

一 水田式石五斗上え三七五を懸是

水田の法にして有糲を懸れば徳米と

なる也

一 半水は三八七五を懸て法とする也

(以下省略)

注 1 「間竿六尺五寸」毛利本・支藩とともに、慶長検地

(慶長一二年～一五年)から用いられ、明治の地租
改正にも踏襲された。間竿六尺五寸を用いた藩は、
毛利藩のはか松代、松本、飯田、松山などの藩であ
った。六尺三寸の藩もあった。

幕府直轄領では、秀吉の時の方六尺三寸一步を慶
安二年の検地条令で方六尺一分を一步とし、明治の

地租改正の時にもそのまま用いられた。

六尺五寸の一歩と六尺一分の一歩が併用されたこと

が、明治二四年頃、当時の長州閥打倒と地価引き下げ
運動の好餌となり、政府攻撃の材料となつた事情は

「徳山市史」に詳述されている。

「常用袖鏡」の鋸道算用仕法に

例えば、

松 幅三尺三寸 長式間 一人役

「式間より短き時は壱丈三尺にて割り、……何人役
と知る」とある。一間六尺五寸という寸法は、検地竿
のみに用いられた寸法ではないようである。

(三尺三寸は½間、壱丈三尺は二間)

昭和五六年三月、広島法務局編「地図訂正の手引」

記載の明治三七年大蔵省達「検見規則」に、

「坪刈ノ尺度古検ハ六尺五寸、中検ハ六尺三寸、新検
ハ六尺壱分、何レモ其地方ノ舊法ニ由リ……」とあ
り、明治三七年当時の検見にも六尺五寸の間竿が使わ
れていたことが知れる。

更に、同「手引」によると、明治初の地押調査図

(分間図・市街地・農耕地域は一応の実測図、山林原
野地域は、実測されない見取図)が現在も量的には登

記所地図の大半を占めてゐることである。地押調查の時使われた間竿六尺五寸は今尚生き残つてゐる。

注2 「端竿六尺五寸に堀四毫四式を」、「四一四」は二の平方根である。端竿は、次のように使われたのである。



間竿の端と端に合わせるかい

端竿と称するのである。

「・四一四」はどこからきたのであるうか?。和算家閻孝和(宝永五年(一七〇八)歿)は橢円の面積公式を求め、ほぼ同時代の村松茂清は円周率三・一四一五九一六を得ていたことであるから、享保五年(一七一〇)の「洋書の解禁」による「幾何原本」(ユークリッド)幾何学の漢訳洋書の輸入を待つまでもなかつたであらう。

注3 「堅田、水田畝堀石に付作徳……」

堅田は二毛作田・水田は一毛作田、作徳は農民の取分、作徳引は上納徳米。

計算式にすると次の通りとなる。

堅田 畝1石×(1-0.2)×0.5=米4斗(徳米)

水田 畝1石×(1-0.25)×0.5=米3斗7升5合

萩藩においては、天明期のものと考えられる史料に

「御検見畠引口……卑中晚田共五合式々挽……」又百姓作徳取分(堅田、水田平均)武歩半………と有るとのことであるから、これを算式にすると次の通りとなる。

堅田水田共 畝1石×(1-0.25)×0.52=米3斗9升

注4 「定免(じょうめん)三ツ六歩」徳山藩では、貞享四年(一六八七)に三ツ六歩となり明治まで続いた。

同じく萩藩は四ツであった。この算式はそれぞれ次の通り。

徳山藩 石高×0.36=物成(年貢)

萩藩 石高×0.4=物成

注5 「春定」寛永11〇年(一六四二)の「春定」の法に基づまるもので、毎年春、石高に定免率をかけて算定される。百姓個人別に抜き書きして交付される告知書を「春定下札(げさつ)」といふ。

注6 「散札(ちりふだ)」検見を受ける時は、庄屋畔頭以下検見受の農民が立合つて坪刈を行ひ、その結果を下見帳に記入して代官所に差出すとともに検見受の田には例示の内容を書いた散札を立てた。散札は坪刈を行つた田だけではなく「検見請の百姓人別、下札前宛の田地穂の木(ほのき・場所を示す最小単位)別不残散

札を立ねや」心がた。

注⁷ 「右ノ種」以トにば、例示散札記載の数字の算法が書かれてゐるが大変分からぬ。現代の算式によると次の通りである。

田 の 面 積	1 反 3 畝 15 歩 = 405 歩
田 の 石 高(A)	4 石 7 斗 2 升 5 合
同上 1 反当り	4 石 7 斗 2 升 5 合 $\times \frac{300}{405} = 3$ 石 5 斗*
坪 判 の 結 果	
1 步当り有糲	7 合
總 有 糲	7 合 $\times 405 = 2$ 石 8 斗 3 升 5 合
1 步当り仕出	7 合 $\times 0.4 = 2$ 合 8 叻
徳米(上納高) (B)	2 合 8 叻 $\times 405 = 1$ 石 1 斗 3 升 4 合
免 (税率)	(B) \div (A) = 0.24 = 2 ツ 4 歩

例示の計算から春定額と検見後の反則の公田取分を比較すると次の通りである。

農民の取扱が激減するにがわかる。	
例示の「反則の石盛」川口石升斗は、次の史料と比較す	べく非常に幅広い計算例として示された数字と照ねる。
貞享検地 (1687)	明治21年 (1888)
上田 2 石	最高 2 石 8 斗
中田 1 石 2 斗	普通 1 石 4 斗 3 升
下田 4 斗	最低 3 斗
平均 1 石 2 斗	

注⁸ 「廻し田」穂へ木別に坪丈をしだしては田数がかかるて稻を撮なつて「一、二ヶ所」あるこは「一、二ヶ所程」代官あるこは検見衆が「例勘」をすむ。その「例勘」の場所は「見」の坪丈のせば、かり「見」の半所を狙つ。もひどい上がりを、「畠頭存凶の」見殺に懸ける。

春 定 高	檢 見 後
収穫高 米3石5斗を粗にして7石	粗2石1斗(歩当り7合)
公 糲2石5斗2升 (3斗) (米にして1石2斗6升)	糲1石6斗8升(2ツ4歩)
民 (糲4石4斗8升 (米2石2斗4升))	糲4斗2升 (米2斗1升)

諸状文

1. 春定田方内田不熟田分
御検見御願田上候に付ト札限
庄屋畔頭立粗隨分令人不同

無之様下見仕置候、然る上は

上廻しか程高廻り仕候共とも一言

御断申上間敷候、万一步脇

等荒増之儀御座候節は飛刃被仰付

候之節に至て一言御断申上

間敷候事

御檢見田下札限に被仰付候儀

御座候へ共^往早田之分は先達而

御見分を受候外一切鎌留被仰付候

自然刈跡有之においては

溝刈と御座候とも御定之六ツ

御物成可被召上之旨奉畏候事

一 御役人様御賄之儀は地下有合

之野菜を以御法一汁一菜にして

仕出可仕候酒肴は不及申一切

造作入之儀仕間敷候此外

廉々奉畏候、右御請状如件

下見頭

何右衛門

何月日

畔頭

何平

庄屋

御算用役え当
殿

注 「早田（わせ）之分」

領主側は早田、中田の米は、米相場が高いうちに出荷できるため原則として全部収納した。

二 天明六年久米正覺寺における

「御檢見宿諸入目控」について

久米、年光家所蔵の古文書

天明六年

御檢見宿諸入目控

午十月十九日ヨリ本ノ役 弥吉

ひかへ

治兵衛

治兵衛

から興味ある部分を抜き書きすると次の通りである。
一、支払明細五七項目の中から

(前掲「請状文言、御役人様御賄之儀」の通りでは
なかつた)

五匁 大鯛壳まい代 角屋吉左衛門

六匁 酒三升代 平兵衛

十五匁八分 本生酒七升九合

別紙壳上前

十七匁五分 さか屋代

別紙壳上前

(酒代合計四十四匁三分、一升代二匁
として約二斗二升)

四匁九分三厘

下松 伊豆屋

別紙壳上前

六匁壹分 德山 すま天

別紙壳上前

(下松、徳山からも仕入れた)

三拾五匁九分五厘

正覺寺

但諸損了(捐料)其外半紙、白はし、香ノもの、

たばこ、紫のり、夫役、薪、有合物

所望買之分

別紙付出前

二、合計と米換算(一〇月一九日・二〇日分)について

合 米七斗壹升八合弐勺

百五十五匁三分五厘

内

三十八匁六分九厘

此 壱匁壹分六厘(3%)

(利子或は手数料?)

合三十九匁八分五厘
九合替の米にして

(米一石、約百十一匁)

三斗五升八合六勺五才

弥吉

百十六匁六分六厘
此 三匁五分 治兵衛

合百廿四匁分六厘

九合替の米にして

壹石八升壹合

四斗壹升八合弐勺

但白米四斗分

以上壹石四斗九升九合弐勺

治兵衛受取之辻

三斗 正覺寺

但宿礼之分

合弐石壹斗五升七合八勺

右諸入目如此御座候以上

牛ノ十一月

弥吉 ⑩
治兵衛 ⑪

尚、今昔米価比較法により銀「匁」を現在の「円」に換算してみると、次の通りである。

「匁」：「円」換算試算

注1 「天明六年」

天明一年から同七年（一七八一～一七八七）迄の所謂「天明大飢饉」の終盤に当る年で、六年春の畿内・中国・九州辺の洪水、七月の江戸・関東の大水害以来、米価・諸物価は騰貴の一途を辿った。

注2 「九合替の米にして」

当時は米の経済であることがわかる。換算すると、米

一石の値段は銀約百十一匁となる。次の「近世米価表」と比較してみると京阪の米価を敏感に反映していることがわかる。

注3 「諸入田(合計)

但し、一応の試算で価格体系、所得水準の違いを考慮して価値判断すべきであろう。

年代	近世米価表 (角川日本史辞典より)	
	大阪米相場 (肥後米)	京都小売米価 春秋
天明 1	50.0～ 57.0	58.8～ 70.8
	60.0～ 75.0	77.3～ 91.6
	76.6～ 98.0	98.3～ 103.2
	111.3～ 115.7	111.2～ 96.8
	61.0前後	80.7～ 78.2
	101.5	70.0 103.9
	171.0～ 181.0	167.9～ 133.6
	78.2～ 80	89.5～ 90.0

単位=米1石につき銀匁

検見の規模、役人の人数、検見の結果、正覚寺以外の費用（例えば、送迎費、検見受準備費等）が不明のため農民にとって、この「武石壱斗五升七合八匁」の重みが何の様であったかはわからない。

米の一反当たり収穫高平均一石二斗（貞享検地平均一石二斗、明治二一年普通一石四斗三升の平均）として、平年作春定による農民取分六割（萩藩定免率四割）は、七斗八升となり、約二、八反分の農民負担となる。不作の時でも藩側の公収確保が優先され、検見受時の農民取分は急減する。（前掲の計算例のごとく）その負担は計り知れない。送迎費、準備費等を考慮すると尚

更であろう。

おわりに

以上同時代の二つの史料を紹介した。

農民側が検見受の可否を検討するときは、検見受費用を勘案するであろう。藩側は、定収入を確保するため検見による減収は避けたいであろう。そのため農民側の検見費用をなるべく多くしむけたことが考えられる。「御法一汁一菜」の建前に反する記録が公然と残っていることはこのことを示すものではあるまいか。年光家の文書は、検見受の実態を知る上で貴重な史料と考える。

尚、私の家に

「文化十四年三月十二日

於二井寺求之

年光治兵衛 花押

の奥書きがある木版刷「當國巡礼手引・享保七年版(一七

二二)」がある。前掲の年光家文書を残した治兵衛翁が、

晩年「周防国三十三觀音」巡礼の旅に立ち、第一番札所二井寺(周東町高森)で求めたものであろう。「手引」には

第一・二番の二カ寺の寺印のみが押してある。巡礼の旅は一番一番で中断したのである。不思議な因縁を感じ、一昨

年来私はこの「手引」を手引きに巡礼中であることを付記

しておきたい。(昭和六三年九月一七日例会発表)

参考文献

「徳山市史」徳山市 昭和五九年

「防長歴史用語辞典」石川卓美著
マツノ書店 昭和六一年

「山口県地方史研究」藤野 保著
「幕藩体制史の研究」藤野 保著

「近世農民生活史」児玉幸多著
吉川弘文館 昭和三七年

「和算家の旅日記」佐藤健一著
時事通信社 昭和六三年

「江戸時代を考える」辻 達也著
中公新書 昭和六三年

「江戸時代の事件帳」檜谷昭彦著
PHP研究所 昭和六〇年

「日本の歴史 大名と百姓」佐々木潤之介著
中央公論社 昭和五一年

「日本の歴史 幕藩制の苦悩」北島正元著
同 右